

子ども・子育て支援事業計画の中間年における見直しについて

※見直し箇所のみ記載しています。

計画 p.61

3. 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと提供体制

1) 幼稚園

■基本情報

提供区域	市立：小学校区 私立：全市
対象	1号認定、2号（教育）認定

■量の見込みと確保方策

	平成 30 年度				平成 31 年度			
	当初		見直後		当初		見直後	
	1号	2号 (教育)	1号	2号 (教育)	1号	2号 (教育)	1号	2号 (教育)
①量の見込み（人）	1,219	97	985	—	1,189	95	944	—
	1,316		985		1,284		944	
②確保方策：幼稚園・認定こども園（人）	1,316		985		1,284		944	
②－①	0		0		0		0	

【中間年見直し】

- ・量の見込み・・・平成 28 年 4 月時点実績が平成 28 年度の量の見込みと比較して 10%以上のかい離があったため、国の手引きに従い見直しを行いました。
（※2号認定（教育）とは、現在幼稚園に通い1号認定の支給認定を受けながら、保育園に通う基準も満たす方が対象となります。ただ、2号認定としての支給認定は行っておらず、実績を把握することが不可能であるため、算定不可として見込みを0人とします。）
- ・確保方策・・・量の見込みに対応可能なため、同数値としています。

■提供体制の確保方策の内容

市立幼稚園と私立幼稚園・認定こども園において、平成30年度以降の量の見込みにも対応していきます。

2) 保育所（園）および地域保育事業

■基本情報

提供区域	全市
対象	2号（保育）認定、3号認定

■量の見込みと確保方策

		平成30年度						平成31年度					
		2号認定 （保育）		3号認定 （0歳児）		3号認定 （1,2歳児）		2号認定 （保育）		3号認定 （0歳児）		3号認定 （1,2歳児）	
		当初	見直後	当初	見直後	当初	見直後	当初	見直後	当初	見直後	当初	見直後
①量の 見込み （人）	市内在住者の ニーズ	1,338	1,313	260	110	829	805	1,305	1,282	255	110	812	789
	市外への ニーズ※1	▲96	—	▲18	—	▲60	—	▲94	—	▲18	—	▲59	—
	市外からの ニーズ※2	71	—	11	—	36	—	71	—	11	—	36	—
	合計	1,313	1,313	253	110	805	805	1,282	1,282	248	110	789	789
②確保 方策見 込み （人）	保育所（園） 認定こども園	1,511	1,453	253	153	807	764	1,511	1,453	253	153	807	764
	市立保育所 （追加受入限 度）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	地域型保育 事業	—	—	—	—	18	—	—	—	—	—	18	—
	認可外保育 施設	50	93	18	29	46	63	50	93	18	29	46	63
	合計	1,561	1,546	271	182	871	827	1,561	1,546	271	182	871	827
②－①		248	233	18	72	66	22	233	264	23	72	82	38

【策定当初】

※1：市内在住者の市外の保育所（園）を利用する人の量の見込み（市内在住者のニーズ）に、アンケート調査結果より保育所（園）の利用を希望した人のうち市外保育所の利用を希望した人の割合（7.2%）を乗じて算出。なお、平成27年度および平成28年度については継続児を加味して算出。

※2：市外在住者で市内の保育所（園）を利用する人の量の見込み（平成25年度の実績）。

【中間年見直し】

- ・量の見込み・・・3号認定（0歳児）についてのみ、平成28年4月時点実績が平成28年度の量の見込みと比較して10%以上のかい離があったため、国の手引きに従い見直しを行いました。
なお、市外へのニーズ・市外からのニーズについては他市と未調整のため算出していません。
- ・確保方策・・・2号認定・3号認定ともに、平成28年度末の受入数と平成30年度の定員見込みをもとに確保方策を見直しました。

■提供体制の確保方策の内容

利用者のニーズに対応するため、保育士不足の解消にも取り組むとともに、各保育所（園）・認定こども園の受入児童数の調整を図り、提供体制の確保に努めます。

4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

1) 利用者支援事業

■基本情報

事業概要 (国の規定)	子ども、またはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業
該当事業	利用者支援事業（施策・事業No.50）
提供区域	全市

■量の見込みと確保方策

	平成30年度		平成31年度	
	当初	見直後	当初	見直後
①量の見込み（か所）	1	3	1	3
②確保方策： 利用者支援事業（か所）	1	3	1	3

【中間年見直し】

策定当初は保健福祉センターに1か所設置していました。平成30年2月の庁舎移転に伴い、新分庁舎に基本型1か所と母子保健型1か所、保健福祉センターに母子保健型1か所、計3か所をそれぞれ設置するため、見直しを行いました。

■提供体制の確保方策の内容

平成27年度から、教育・保育施設及び子育て支援事業等の利用に関する情報集約・提供や利用支援、子育てに関するさまざまな相談への対応、適切な窓口・機関等の利用者をつなぐ機能などを有する総合的な窓口を設置しています。

3) 放課後児童健全育成事業

■基本情報

事業概要 (国の規定)	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童について、放課後に適切な遊び及び生活の場を与え、健全育成を図る事業。
該当事業	放課後児童健全育成事業（施策・事業No.10）
提供区域	小学校区等

■量の見込みと確保方策

中間年における数値の修正はありません。

■提供体制の確保方策の内容

今後は、利用中の学校施設及び社会福祉法人施設等の、より一層の活用などを検討し、平成30年以降の量の見込みに対応していきます。